

# 令和7年度 第2回 浜松市発達障害者支援地域協議会

議事録（抄録）

日 時	令和8年2月25日(水) 午後7時から午後8時30分	場 所	浜松市役所 101・102 会議室
出席者 (29名)	委員 (10名)	大場義貴委員、土屋賢治委員、平野浩一委員、松本知子委員、小出隆司委員、浅井陽子委員、湯本健治委員、高橋祥二委員、内山敏委員、大村美智代委員	
	事務局 (19名)	こども家庭部長：野田志保 こども家庭部こども若者政策課長：園田俊士、 子育て支援課長：小山東男、子育て支援課 家庭支援担当課長：仲谷美樹、 幼保支援課長：金原正剛、幼保運営課長：渡邊仁、児童相談所長：池田 健人、 健康福祉部障害保健福祉課長：柴田多美子、 精神保健福祉センター所長：二宮 貴至、健康増進課長：小笠原雅美、 産業部労働政策課長：鈴木利昭、 学校教育部学校・地域連携課長：佐藤智香、教育センター所長：青島治道、 教育支援課長：南瀬悦司、 浜松市発達相談支援センター「ルピロ」：白柳絵里、 子育て支援課課長補佐：門奈保典 他3名	
配布物	次第、第2回浜松市発達障害者支援地域協議会資料 資料1 令和7年度浜松市発達障害者支援地域協議会第2回部会報告 資料2 浜松市の高校生年代における地域支援体制整備に向けた実施状況について 資料3 5歳児健康診査事業について（経過報告） 資料4 令和7年度第2回協議会資料について、委員からの事前質問・意見 高校生年代の課題と支援ニーズに関する調査報告書		

## 次第1. 開会

### ○事務局

資料確認

本日は専門委員14名中10名出席。浜松市発達障害者支援地域協議会設置要綱第5条第2項に基づき、委員の半数以上の出席により会議が成立していることを報告。

傍聴の同意を得る。

## 次第2. こども家庭部長挨拶

### ○こども家庭部長

本日は皆様、ご多用のところ本協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また日頃からの発達障害者への支援にご尽力いただきますことをこの場をお借りしてお礼申し上げます。

この協議会は発達障害者を支援する政策を円滑に推進するために設置しております。今年度からは発達障害者地域支援マネージャーをルピロの中に配置をしておりますが、その業

務の一つとして、高校生年代の課題と支援ニーズの支援ニーズに関する調査を実施しました。

調査に当たりましては部会を 2 回開催し、今後の取り組みについてご協議いただいたところ です。

議事の中でご報告をさせていただきますが、調査では発達障害の特性だけでなく、様々な 困りごとを抱えた高校生の実態について明らかになりました。

調査結果をもとに様々な視点から、若者への支援を充実していくため、検討を進めていき たいと考えております。

本日は部会の報告、5 歳児健診の検討状況の報告をさせていただきます。

また各課での取り組み状況につきましては、事前に様々なご意見ご質問をいただいておりますので、委員の方々からの意見を参考に今後の発達障害者支援について充実をさせてい きたいと考えております。

限られた時間ではございますが皆様の忌憚のないご意見をいただきますようよろしくお願い 申し上げます。

### **次第 3. 議事**

#### **(1) 報告**

##### **ア 部会（高校生年代の支援について）について**

###### **○事務局**

部会について報告（資料 1）

###### **○事務局**

浜松市の高校生年代における地域支援体制整備に向けた実施状況について報告（資料 2）

###### **○委員**

この調査は男女比や性別での検討はされていますか。傾向あるなしだけでの検討でしょう か。

###### **○事務局**

今回の調査に関しては男女比というものは、あまり考えず調査をしています。

###### **○委員**

今まで県教委の管轄なので、高校はどういう状況かがわからなかったもので、その中でこう いうアンケートデータを示してくださったことに大変感謝しています。前回の資料にある 「浜松市が取り組む発達障害者のライフステージに応じた支援機関等のマップ」の教育の 15 歳から 18 歳が空白になっていることが私の中では危機感を持っているところがありま す。今回の報告のなかの今後取り組むことにある高校との連携、いわゆる県との連携にな っていくと思うが、それを浜松市が旗振りをして、マップの空白の期間に安心できる支援 材料が書けるようにぜひお願いしたい。

この報告書の中の、5 ページ目に、騒音や臭い、感覚過敏というので生きにくさがある子が 44.8%という数字があります。ヨーロッパでは音を吸収する壁紙や眩しい光を眩しくなくす

るような学校としての基準が高いものがあるそうです。香りやにおいては高校生なので言えますが、小学校中学校の子は、何かわからないけど生きづらいと感じる要因となると思うので、これから新しく学校を作るときには配慮してほしいと思います。

#### ○委員

資料 2 の 4 ページ目の下の段に、入学直後の早期発見の仕組みを作るということで、早い段階で睡眠や登校状況などをチェックし、本人が言い出せないサインをキャッチする必要があるというところがありますが、こちらの方は今回委託した子どもの発達科学研究所もアプリ等を作っていますし、高等学校の方でも学校やそれぞれの実態にもよりますが、導入していこうという話がありますので、ぜひそういった具体的な事例を調べて、提示していただけるとよいと思います。これはあくまで学校によって必要度が変わってくると思いますが、そういったものを活用していくのは非常に良いことだと思っています。

#### ○委員

先日、子どもの発達科学研究所から、この調査結果についての説明を受けました。先ほど事務局から報告した内容以外にも、高校生とその保護者、先生方に様々な項目のアンケートに回答していただき、貴重なデータを集めることができました。

調査結果の中で私が非常に印象に残ったのは、発達障害の傾向の有無に関係なく、高校に入ってから支援を受けている生徒は受けていない生徒よりもウェルビーイングが高くなる。また、発達障害の診断を受けている生徒もウェルビーイングが高いそうです。

それは要するに小中学校で支援を受けた方が、高校に入っても引き続き支援を受けていて、ウェルビーイングが高いという、ある意味当たり前のことかもしれないですが、いかに子どもたちのニーズを掴んで、支援に結びつけていくかが本当に大事で、それによって、困り感で苦しんでいる生徒が良くなっていくというところが、今回の調査でも明らかになったので、この調査をもとに具体的な取り組みを、我々もいろいろな機関と協力しながら進めていきたいと思っています。

### イ 5歳児健康診査の検討状況について

#### ○事務局

5歳児健康診査の検討状況について報告（資料3）

### ウ 各課の取組状況について

#### ○事務局

令和7年度の各課の取り組み状況と、発達相談支援センターピロの事業実績については、資料に記載の内容をもって、事務局からの説明にかえさせていただきます。

事前にお寄せいただいた質問への回答については資料4でご確認ください。

#### ○事務局

前回、発達支援学級の設置計画と発達支援学校の不登校の状況についてご質問いただきました。

発達支援学級の設置計画は、基本的には中学校区を単位で整備していくという方針で行っています。本年度時点で中学校の知的学級は全体の87%、自閉症・情緒学級は75%の学校に設置されています。今後は、令和8年度・9年度で、知的学級は、96%の設置率に向けて計画をしています。残りの学校は佐久間や水窪など、対象のお子さんが少ない学校のため、必要があれば設置していくという方針で考えております。

情緒学級については、令和8年度・9年度で85%の設置率になる予定で計画をしておりますが、必要のある学校がまだ4~5校ありますので、令和10年度~11年度ぐらいをめどに設置を考えていきたいと思っています。

小学校については、拠点校方式で長らくやっていたので、設置率が大変低かったのですが、ここ何年かですでにできるだけ多くの学校に設置を進めてきました。現状、知的学級が73%、情緒学級が59%の学校に設置されています。現在設置している学校の中で、対象者が非常に増えており、増設という形でその学校の中の学級数が増えているという状況もあります。新設と増設を合わせると、毎年20から30ぐらいの学級、多いときには40ぐらいの学級が増えています。施設面や人の配置の調整をしながら計画的に進めていきたいと考えております。

2点目の不登校については、明確な調査を行っていませんが、学校からの報告の中で発達支援学級在籍のお子さんについて集計をしました。

小学校については、不登校のお子さんが、通常の学級では概ね2~3%ですが、発達支援学級も割合的にはほとんど変わりありません。

中学校については、通常の学級よりもやや高めではあります。

このあたりは、現状として小学校高学年から自閉症・情緒学級に入級するお子さんの中で、不登校の状況で入級していくお子さんも、小学校低学年に比べて比較的多いと思いますので、全体的な印象としては、発達支援学級だから、不登校の子が多いとか少ないではなく、基本的には通常の学級と同程度の割合と考えております。

## (2) 協議・質疑

### ○委員

ただいまご報告いただいた支援学級における不登校の中学校の数値は何%ぐらいなのでしょう。

### ○事務局

数値は非公表ですが、中学校の通常の学級では不登校が平均して8%くらい、発達支援学級はそれより2%くらい高めというところです。

### ○委員

冊子資料7 ページ<2>-9 のインクルーシブ教育システムの構築への質問の回答のことで、資料4の5 ページには通級指導の対象者数の把握のために、指導を受けていないが対象となる児童生徒をどう把握するかも検討していく必要があるとされていましたが、具体的な検討としてされていることがあれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

## ○事務局

今、この基礎定数化によって、外国人の日本語指導の教員は 18 人に対して 1 人、通級指導教室については 13 人に対して 1 人配置できることになっています。

外国人の方については、今在籍しているお子さんの中で、日本語指導が必要で、特別の教育課程を編成しているかどうかということをも年末、12 月の調べに合わせて調査するなかで把握できますが、通級の必要があるお子さんについての把握が十分でないということで、現状としては、通級しているお子さんの数がその対象となっています。入級対象となるかの判断は、通級指導教室に相談に行ってください、様々な検査を行った上で行ってまいりますので、対象かどうかを判断するためには教育相談を受ける必要があるというところが一つ課題になっています。ですので、例えば校内での現れを見て判断するとか、それに代わる判断の基準になるような方法を検討していく必要があると考えております。

## ○委員

特にLD通級ではなかなか審査に繋がりにくいという話をよく耳にするものですから、そういうところの対応がもし検討されればという意味での質問でした。

## ○委員

通級指導教室が基礎定数化されていて、どれだけのニーズがあるかによって、学級数、配置する職員数が決まってくるということだと思います。

この説明を読んだときに、実際に通級指導教室を利用している児童生徒の数が浜松市のニーズだとしたら、結局現状の学級数と変わらないということになってしまうのではないかと、教育支援課の回答にあるように通級による指導を受けていないが、対象となる児童生徒をどう把握していくか、そこが今後必要になってくると思います。事務局からもお話がありましたが、通級指導教室を利用しようと思って、審査会にかかったこどもたちや、審査会までは行かないけれど、校内の就学支援委員会で通級指導が必要だと判断されたお子さんなど、潜在的なこどもたちがいると思いますので、そういったことを含めて文部科学省に要求して報告していかないと、なかなか学級数としては増えていかないと感じましたので、ぜひ検討していただきたいと思いました。

## ○委員

通級指導がどれだけ必要かという数字はある程度確定してもらいたいと私も思っています。就学支援委員会の中で、判定として通常級だが支援が必要というのは、昔は教育委員会の方からお知らせを出していましたが、今も出していますよね。そういう子たちは通級と一緒にセットになって 1 年生に上がるというようなイメージだったが、やはり入学して、その環境でどうなるかを見てから通級に進めるという流れでいいのかどうかを 1 点確認したい。就学相談のときにある程度人数を把握しているので、それが必ずしも教室数になるかどうかは別として、そこの数を基本の必要な数として、一つまとめておいてもらいたい。お母さんたちから通級審査ですぐ通えない、心配だという声も聞くので、数として何か押さえておいていただくことは今後可能かどうかをお聞きしたいと思いました。

## ○事務局

言語通級もLD通級も原則として知的に遅れがないことも判断基準になるため、教育相談では、必ず検査を行い、その子が該当するかどうか、見極めています。その辺りが、教育相談を通して行っているところの根拠であります。

それに代わる判断基準で判断することについては、先ほど申し上げた通りで、現状として就学先の相談の中での判断をLD通級の必要がある数としてカウントするのは、難しいと思っています。

対象者を増やすという意味では、送迎や他の授業への影響の時間が非常に負担になるという声を聞いていますので、対象のお子さんが在籍する学校へ担当の教員が出向いていき指導するサテライト方式を活用して、支援・指導が受けられる子たちを増やしていく取り組みを進めているところです。その中で潜在的な対象者への指導ができる仕組みを今作っているところです。

## ○委員

資料4、10 ページ<4>-7・8の小出委員の質問への回答に「自閉症・情緒の発達支援学級では、高等学校等への進学も視野に入れた教育課程で指導をしています」とありました。浜松市としてこれだけはっきりと発言されたのは初めてだと感じています。浜松市子育て情報サイトぴっぴを見ると、自閉症・情緒学級は社会自立をする上での、基礎的な能力を養いますとなっていて、知的学級と同じ説明で高校進学という言葉はなく、「みんなすこやか」の冊子にもそのようなことが書いてなかったものですから、これから就学先ガイドンスも始まると思いますが、今後、自閉症・情緒学級と知的学級の違いでここを明確にして、浜松市としてやっていくことになっていくのでしょうか。

資料4、2 ページ<2>-5 個別の教育支援計画について、支援学級から通常学級に入ったときに、親が申請しても指導計画は作れないといわれたということを2件ほど聞いています。高橋委員の質問では、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒について、個別の教育支援計画・指導計画を作成している割合を把握していませんと回答されています。そうすると冊子資料7ページの、作成人数1,373人、作成率100%という数字は何が根拠になっているのでしょうか。

## ○事務局

自閉症・情緒学級では高等学校等への進学も視野に入れた教育課程と書いてありますが、逆の言い方をすれば、自閉症・情緒学級にいたら高校進学ができませんということではないことを伝えたかったのが、当然高校進学だけを目指すわけではないですが、目指した子たちにも、きちんと対応できるような教育課程を進めています。委員がおっしゃるように、知的の部分の話はあえて控えていたわけではなくて、現状に合わせた支援をしていました。重度の知的な遅れがあり、自閉症のお子さんについては特別支援学校の対象になります。それから、発達支援学級でも知的な遅れがあるかどうかで、進路、それからつきたい力に合わせた教育課程を編成しています。自閉症・情緒学級については先ほど申し上げたように、知的な遅れがないけれども、自閉症の診断を受けているだとか情緒的な部分で配慮が

必要なお子さんに合わせた支援をしていくことが原則になります。

ですので、現状として進路のことも考えたときに、知的な遅れがない以上は、知的特別支援学校の高等部の進学はできませんので、それ以外の進路を選択してそこに合った学びができるようにしていくため、先ほど申し上げたようなコメントになります。

#### ○委員

重複したりしてその境を切るのは難しいということは重々わかっていますが、B3の子は療育手帳があっても特別支援学校高等部に入れない。本当は支援学級でも高校受験できまうと言ってくさっています、実際に保護者や指導する先生まで行き渡っているかという、地域や先生によってもまだ曖昧なところもあります。なので、この一言があることで無理して中学で通常の学級に編入しなくても、自閉症・情緒学級のままで個別の指導計画を使って、パッケージを持って高校に受験できる安心材料の言葉のような気がします。すごく難しいのはわかっていますし、保護者にどう伝えるかわからないですが、今、無理に通常の学級に行ってしまうと、いじめを受けたりして結局不登校になってしまっている子も多くいるので、そこを何とかしてあげたいと思うと、このコメントがあることで保護者が希望を持てる可能性もあると思います。それを言って保護者が違う理解しても困るといふ怖さもありますが、ご検討いただきたいと思います。

#### ○事務局

個別の教育支援計画については、各学校に何人作成しているかの調査はしていません。各学校へ支援員の配置などを調査する際に、対象となるお子さんがどれぐらいいるか調査をしています。対象となるお子さんは、当然個別の教育支援計画等を作成し対応しているお子さんであるため、作成率は100%となっています。

結果として学校から上がってくるものについては、「必要があるお子さんについては作成しています」ということになりますので、そのあたりが不明確であれば、対象のお子さんの把握については今後検討していく必要があると思います。

#### ○委員

自閉症・情緒学級から普通の高校に進学したいときに、そこでの成績表が通常の学級の成績表の評定と同様に扱われると申し上げていいかどうかという点がよく問題になります。それは県立も含めて同様に扱われるとお家の方に伝えていいのかというところが、実際高校進学を目指すという点では、ポイントになるかと思うのですが、その辺の現状を語る範囲で教えてください。

#### ○事務局

中学校から高等学校に受験の際に送られる調査書、これは最終的に作られる指導要録に付けられる成績と連動している数値が高校側に送られるものですが、その調査書の中に発達支援学級に在籍していたというような表記はなく、どの子も平等に成績が送られている現状です。それは県内統一されていますので補足させていただきます。

#### ○委員

知的学級だと個別の成績表になって5段階ではついてないように私は捉えていますけれど、

これは間違いということでしょうか。

#### ○事務局

知的学級のこどもに対しても、指導要録にはきちんと評定として数字が付けられています。ABCという観点別評価も付けられており、それが調査書に反映されて、高校に提出されているという状況です。

#### ○委員

実を申しますと、保護者としては、今他の委員から質問があった点が、一番迷うところです。というのは、今まで発達支援学級の担任からこういうはっきりした指導は受けてないのが現実です。

東京都は、自閉症・情緒学級には知的な遅れのある子はいないということで、教育そのものを知的の遅れの特性ではなく、自閉症・情緒学級の子のそれぞれの特性に合わせた教育的配慮をするというところを、教育の方でしっかり線を引き取組んでいるということです。そこに保護者に対する迷いはないわけです。

浜松の先生方は一生懸命やっていますが、自閉症・情緒学級にいても、高校に上がれない、こどもはそういう指導を受けているのかどうか分からないという状況にあります。ですから、あえて私はこの質問をさせていただきました。

資料4 10 ページ<4>-7・8の質問について②の回答を得た、このたった1行ですが、親としては、これだけはっきりとしたことを教育委員会からの文書で見たことがあります。これを、今保護者に言ったら混乱するかもしれません。準備が必要かもしれませんけれども、このところを、ご指導をいただきたいと思っています。

#### ○委員

今の点で確認ですが、自閉症・情緒学級のこどもたちの指導要録の評価は、通常の学級の生徒と同じ基準で、いわゆる絶対評価されているということでしょうか。それともその子の目標に応じた評価をされているのか。成績表は、個別にその子の目標を設定して、どこまで達成できたかというような評価だと思うのですが、要録は絶対評価、通常の学級と同じ評価基準なのかを確認させてください。

#### ○事務局

通知表と指導要録の2種類があるので混同してしまうとは思いますが、通知表はあくまで学習の状況を保護者に伝えるといった側面のもので法的な根拠はありません。指導要録は児童生徒の成績を付ける、そして、5年間保管されることになっております。

自閉症・情緒学級の児童生徒については、当該学年の学力で評価するのがまず一つの基準となっています。知的学級の児童生徒については、その子の特性、状態、学力に合わせて、適応している学年の学習内容で授業を行い、評価するということになっています。自閉症・情緒学級にいる子で知的障害もあるといった場合については、学校の判断で個々に応じて学年を下げての評価になると思いますが、教育センターとして把握はしていません。一般的には自閉症・情緒学級のお子さんについては当該学年ということで授業が行われていると認識しています。

### ○委員

先ほどの調査書は、支援学級か通常の学級かは全くわからないというお話でしたよね。そうすると、例えば知的学級や自閉症・情緒学級であっても、通常の学級の子の調査書と見た目は全部平等になるわけですか。

そうすると知的学級の子は、その子に応じた評価をされていたとしたら、良い成績が調査書に載ることになりますが、そういうことですか。

### ○事務局

こちらでも確認をしましたが、実際おっしゃる通りで、学年を下げた成績が付けられているものと、学年相応で付けられている調査書が同等に扱われているのが実際です。

おそらくどの子にも平等に進学の機会をとということが根拠になっていると思いますが、現在そうした状況で受験が行われています。実際に調査書だけで高校が判定されていくわけではなく、学力検査や面接等で決まってくるものもありますので、こうした扱いがされているものと思っております。

### ○委員

冊子資料 12 ページ、資料 4、9 ページ<4>-1 児童発達支援について、事業所に対して、運営の状況を確認したり指導を行ったということについて、危機感を覚えました。最近、マスコミでは保育虐待がすごく話題になっていて、年間 1000 件ぐらいあります。そういう実態を考えたときに、こどもを預かっている場所での不適切な支援内容は、まずこどもからは上がってこないということです。こどもは自分の身に起きていることをうまく表現できにくいところがあるので、僕は児発や放デイでの運営に関して障害保健福祉課が指導などを行うのだとしたら資料が整っていればよいということではなくて、支援の内容についてこそご対応いただきたいという意図がありました。

市がそういうことに目を光らせているということが事業所にわかることによって、未然に防げるケースもたくさんあるのではないかと思います。「掲載した 17 ヶ所は令和 6 年度に運営指導を実施した事業所数であり、事業所が、不適切な運営や支援をしていた数を示したものではありません」という回答ですが、この 17 ヶ所の中に不適切な活動をしている事業所があったのか。僕の問題意識からすると、障害保健福祉課からの回答は納得できなくて、現状浜松市が児童発達支援事業についてどのような実態を把握しているのかということを知りたかったので、もしそのあたりがわかれば教えていただきたいと思いました。

### ○事務局

ご質問いただいて回答したものにつきまして、運営指導という形で、事業所の運営に関する指導に 3 年ないしは 6 年に 1 回指導に入るということで計画的にやっているものを回答したものです。

この中には例えば請求や体制に関することで指導になった事業所もあります。

利用している児童に対して、例えば虐待などがあった場合には支援している方の内部通報的なものや、たまたま見かけた近所の方などから連絡をもらい、すぐに監査に入っておりますので、今回の運営指導の数の中には含まれておりません。

## ○委員

この17箇所の中に、不適切な支援を行っている施設は含まれていないということで、承知しました。自治体によっては、事例報告をホームページで表示しているようなところがあり、政令市でもいくつかあります。そういったところで利用者向けに市がチェックしているとわかる情報が載っていると、より安心して利用できると思いましたのでご検討ください。

## ○委員

資料4 1 ページ<1>-3 5歳児健康診査の実施について、5歳児健診の結果を学校とどう共有するかを一番聞きたかったが、回答では、学校とは明確に書かれておりません。

それで、3 ページ<2>-5 の個別支援計画の作成にも話が繋がっていて、結局5歳児健診の意義をふまえた重要なポイントはここだろうと思います。今後の学校との連携のたてつけを、デフォルトでやっていくのか、それとも個別に丁寧に説明してやっていくのかを、どのようにお考えなのかを伺いたいです。

また、試行的実施では27%の心配な子が出てきたという結果がありました。これは結構な数字だと思います。

先ほど支援学級の設置計画の話がありました。やはり支援学級は全然足りておらず、多くの子たちが特別支援学級に行きたいけれども、自分の地域にないから諦めるということがまだあります。特に1年生の段階ではなく、3年生・4年生まで通常学級で頑張ったけれど、やはり支援学級にいった方がいいという子たちが続々出ているわけです。そうすると支援学級の設置計画を作るための根拠となる数字何かを考えたときに、その年の心配な子たちをベースに考えるということでもいいですが、一方で今回27%というびっくりするような数字が出てきて、この子たちは、現時点ですぐ特別支援学級に入らなくてもいいかもしれないが、やがてそういうふうになる人たちかもしれない。もしかするとこの数字も、設置計画のベースにしなければいけない数字の一つではないかと考えています。

質問のまとめとしては、5歳児健診の話なのか、教育の話かわかりませんが、今後、設置計画の根拠にする数字をどのように考えていくのかを伺いたいです。

## ○事務局

委員の指摘の通り、小学校の、特に自閉症・情緒学級の数が足りていないのは、私達も認識しています。

根拠の部分が非常に難しく、以前は国からの指示もあり、知的な遅れがあるかどうか、本当に自閉症・情緒学級の対象かどうかは、かなり厳格にやっていて、医療の診断書を取っていました。

私達も丁寧にやっていますが、医療までいくと初診までに時間がかかるなど、いろいろな課題があり、診断書の提示を必須としていません。

特に今、自閉症・情緒学級が非常に増えています。私たちも確認すべきことは確認して厳密に判断していますが、診断書に代わる根拠がなかなかなく、通常の学級での適応の困難さや、簡易チェックシートを使って自閉症の傾向があるかどうかを判断しているだけにな

っています。自閉症・情緒学級の対象のお子さんかどうかの判断は非常に難しいと思いつながら、続けているところです。通常の学級での支援が十分行き届かず、指導の困難さが出てきた子たちがすべて発達支援学級というわけではないので、通級指導教室などを利用し、支援を丁寧に受けた上で、自閉症・情緒学級だと診断書、その代わりとしてチェックシートを根拠として、教育的効果はその学級で上がるかどうかを適切に判断するのが基本的な考え方になります。混乱を起こしてから入級ということではないですが、入学前の判断基準というところは自閉症・情緒学級については、難しいと思っています。

ただ委員がおっしゃったように、今後5歳児健診を続けていく中で、どんな状況のお子さんがどんなふうになっていったかという追跡調査をしていくことで、基礎的な資料になると思いますので、少し時間かかりますが5歳児健診結果の活用は、引き続き考えていく必要があると思っています。

### ○事務局

5歳児健康診査で要観察になるお子さんは、社会性や対人関係に課題があって、うまく集団生活の中で馴染めないお子さんとイメージしています。例えば自由遊びのときに1人ぼっちになってしまう、椅子取りゲームなどでうまく気持ちの切り替えができないという感じですか。発達支援学級等での支援が必要なお子さんもいるかもしれませんが、通常の保育・教育の中で経過を見ながら、そのお子さんの特性を、周りの大人が理解して、過ごしやすい環境を作ることが必要ではないかと今は思っているところです。

### ○委員

意見として発言します。

今日の冒頭、部会の報告として高校への調査結果が示されました。私が部会の取りまとめをさせていただきました。高校の問題はこの協議会の中でも十数年にわたって話し合いながらも本当に進展しなかったところが、この調査によって一歩進んだかと思っています。

行政機関の中での連携もありますし、あと委託先、例えばルピロやわかばプラスとの連携も必要になってくると思います。発達障害だけではなく、発達障害の閾値下の生徒、またその周辺に生きづらさを抱える若者たちもたくさんいるということを認識しております。さらにこの調査はまだごく一部の高校だけが回答をしていると伺っていますので、今後こういった調査をぜひ発展させた形で、根拠を持っていろいろな政策を作っていただきたいと思っています。

### ○委員

子育て支援ひろばは親子で来る場所ですが、その中で一時預かりが4ヶ所で始まりました。お子さんを預かる中で特別な配慮が必要なお子さんなどもいらっしゃるので、現場のスタッフたちはどう対応したらいいか悩んでいる。幼保運営課が実施している職員研修で子育て支援ひろばの一時預かりのスタッフも少し勉強させていただくと、私達のスキルも上がって親御さんも安心して一時預かりが利用できると思いましたので、ぜひご検討ください。

#### 次第4. その他

委員より講演会等の案内

- ・ 聖隷クリストファー大学 社会福祉学会シンポジウム
- ・ 第23回「子どものこころの発達研究」講演会 with ルピロ

#### 次第5. 閉会

○事務局

本協議会は、以上をもって閉会。令和8年度第1回協議会は令和8年8月頃に予定している。